

○秦野市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱

令和4年12月15日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。次号において「国告示」という。）1-3（1）の規定による多段階評価点が3.0以上のエアコンディショナー
- (2) 国告示7-3（1）の規定による多段階評価点が3.0以上の電気冷蔵庫

2 この要綱において「クリーンエネルギー」とは、次の各号のいずれかに該当するエネルギーの利用形態をいう。

- (1) 自己が所有する家屋において、設置者自身が活用するために、太陽光発電設備を用いて電力を賄うこと。
- (2) 再生可能エネルギーを由来とする電力を電力供給事業者から供給を受けて使用すること。
- (3) 非化石証書付きの電力を電力供給事業者から供給を受けて使用すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 納期の到来している市税を完納している者
- (3) 自らが居住する市内の住宅に設置しているエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を新品（未使用）かつ単価が5万円以上の省エネ家電製品に交換するために、令和5年12月15日から令和6年3月11日までの間に市内の店舗において購入し、かつ、設置する者
- (4) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けてい

ない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、省エネ家電製品に買い換えるために要する経費（設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。第4項において「補助対象経費」という。）の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の対象とする省エネ家電製品の台数は、1世帯につき合計2台までとする。

4 国又は地方公共団体その他の団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、次条に規定する事前審査の申請をする時点において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する補助金の額にそれぞれの各号に定める額を加算した額を補助するものとする。

(1) 市内に本店を有する事業者から購入する場合 5,000円

(2) クリーンエネルギーを既に使用している者 5,000円

(3) 第2条第1項に規定する機器のうち、多段階評価点が3.9点以上のものを購入する場合 1台につき5,000円

(補助金の事前審査)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の補助金の交付申請をする前に省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査書（第1号様式）提出するものとする。

2 前項の規定による提出があったときは、補助対象となるか否かについて、省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第2項の規定により補助対象となるものとして通知を受けた者は、令和6年3月11日までに省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(1) 省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付事前審査確認書

- (2) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）
 - (3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
 - (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
 - (5) 申請者の振込指定口座通帳の写し
 - (6) クリーンエネルギーを利用していることが確認できる書類
 - (7) その他事業の内容を確認するために必要な書類
- （補助金の交付決定等）

第7条 前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付決定兼確定通知書（第4号様式）により、補助金の不交付を決定したときは省エネ家電製品買換え促進事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限期間）

第9条 秦野市補助金交付規則第17条第1項ただし書の市長が認める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して6年とする。

（協力の要請）

第10条 補助金を交付した場合において、必要と認めるときは、交付決定者に対し、本市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査等への協力を求めることができる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年12月15日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後であっても、第9条の規定は、この要綱により補助金の交付を受けて買換えをした省エネ家電製品の財産処分の制限期間を経過するまでの間、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この施行は、令和5年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の秦野市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けて買換えをした省エネ家電製品の財産処分の制限期間については、この要綱による改正後の秦野市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。